

X 緊急時に伴う授業の臨時休講措置について

次のような緊急事態が発生した場合には、臨時休講措置をとることがあります。（定期試験についても同様です。）

臨時休講する場合は、大学ホームページの緊急休講情報等によりお知らせします。

1. 災害・ストライキ等により交通機関が全面的に不通の場合

【授業休講の対象となる交通機関及び条件】

◎横浜キャンパス

JR 東海道線（東京～熱海間）・横須賀線（東京～久里浜間）・京浜東北＝根岸線（東京～大船間）・横浜線（八王子～東神奈川間）、東急東横線、京浜急行線（品川～三崎口間）、相模鉄道線（横浜～海老名・湘南台間）、小田急小田原線・江ノ島線（新宿～小田原・片瀬江ノ島間）及び横浜市営地下鉄の計10線のうち、2線以上が不通。

◎湘南ひらつかキャンパス

JR 東海道線（東京～熱海間）、小田急小田原線（新宿～小田原間）及び神奈川中央交通のバス路線（大学～平塚駅間、大学～秦野駅間）の計3線のうち、1線以上が不通。

※ ただし、事故等によりダイヤが乱れている場合、バス等による振替輸送が実施されている場合は運行しているものとみなす。（授業に遅れる場合は授業担当者に「遅延証明書」を提示のうえ、申し出ること。）

2. 気象庁等により神奈川県下に発令された特別警報、暴風警報または大雪警報（大雨・洪水・波浪警報は対象外）をもとに、危険であると判断する場合

※ 気象状況が、時間の経過とともに悪化することが事前に十分予測される場合は、警報の発令によらず臨時休講措置を決定することがある。

3. 大規模地震の「警戒宣言」が発せられた場合

■交通機関運転再開・気象警報解除等に伴う授業再開の基準

- ・午前6時00分までに運転が再開・警報が解除された場合 → 1時限目から授業を実施
- ・午前10時00分までに運転が再開・警報が解除された場合 → 3時限目から授業を実施
- ・午後3時00分までに運転が再開・警報が解除された場合 → 6時限目から授業を実施

※ 気象状況及び交通機関の運転状況によっては、警報が解除される前に授業再開を決定することがある。

授業を再開する場合は、大学ホームページの緊急休講情報等によりお知らせします。